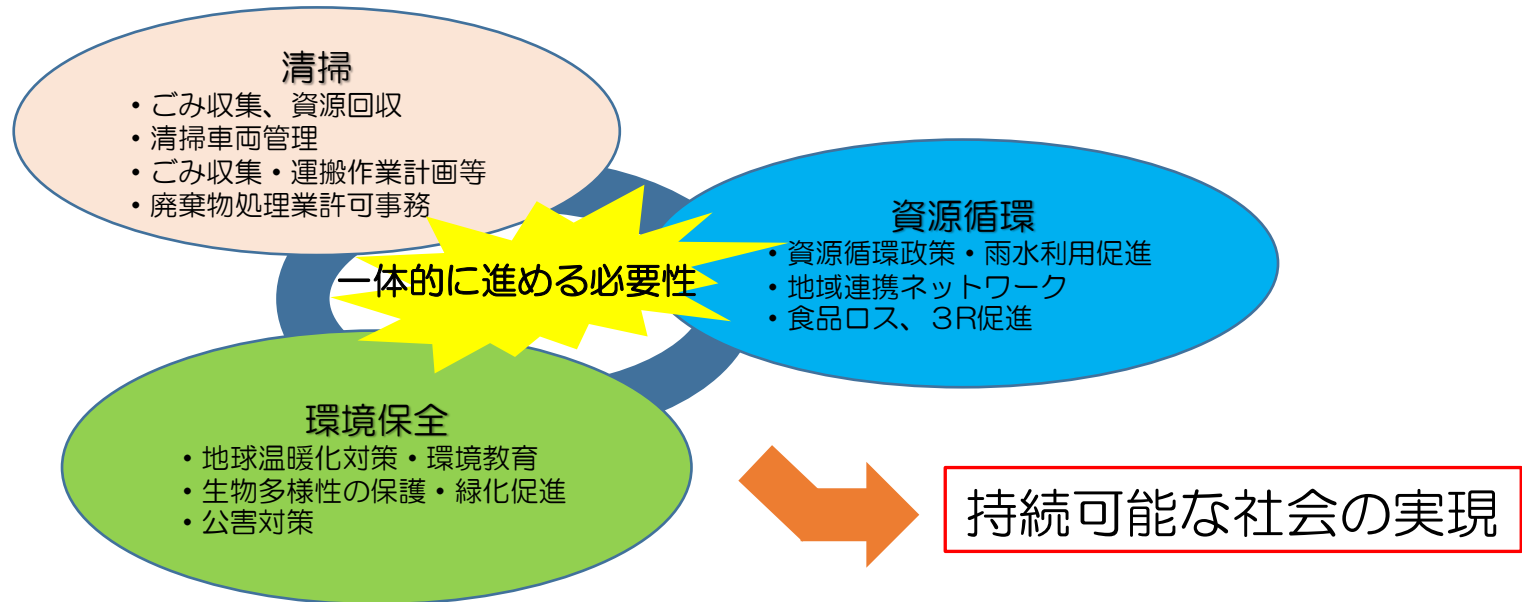


# これからの資源環境施策について

# これからの資源環境施策

## ＜今後の方向性＞

「資源」「循環」「環境」をキーワードに地域がつながり、地域で暮らすことが、一人ひとりの生きがい（≒Well being≒幸福度）につながる「まちづくり」を進める



- 急速に変化し続ける社会情勢やそれに伴い生じる新たな社会課題に対し、迅速な対策を講じていく必要がある。
- 清掃施策、資源循環施策、環境施策はそれぞれ連動しており、一体となって推進していく必要がある。
- 本区は、限りある資源の有効活用を図り、生産、消費、廃棄、再資源化というサイクルを回し続けていく資源循環型社会の実現を目指している。

# 審議会の再編

「資源環境審議会（仮称）」を発足し、ゼロカーボンシティや資源循環型社会の実現に向けた一体的な審議を行う。

＜現行＞

環境審議会

環境分野

- 地球温暖化対策
- 省資源・循環型社会の実現 など

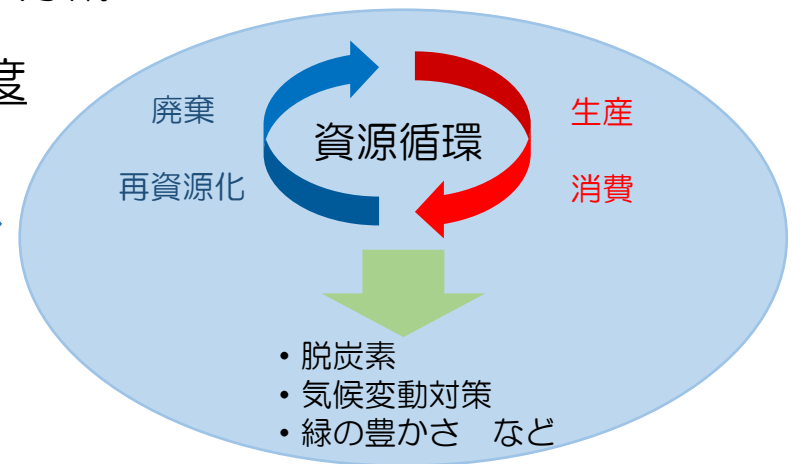
廃棄物減量等  
推進審議会

清掃分野

- 廃棄物減量
- 3Rの推進 など

令和7年度

＜再編＞ 資源環境審議会（仮称）



- 連動した地域課題をそれぞれの審議会が別々に審議
- 審議事項や一部の委員が重複

より広いテーマで連動した地域課題を一体的に審議

☆効果的・効率的な審議会運営

# 区民会議の今後の在り方

- 社会情勢の変化やそれにより生じる新たな社会課題等についても、機動的に検討を行えるようにする。
- 多くの区民の声を吸い上げられるよう、区民が参加しやすく、より活発な意見交換が行えるようにする。



- 区民会議の意見が、区の環境施策に反映されやすくなる。
- 区民会議を通じて、区民の環境に関する取組への積極的な参加が促される。
- 参加者間で横のつながりが生まれ、地域連携のきっかけになる。

# 今後のスケジュール

## ○墨田区環境審議会、墨田区廃棄物減量等推進審議会

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 令和6年2月    | 各審議会で統合方針を提案                      |
| 令和6年4～6月  | 各審議会の委員の委嘱                        |
| 令和6年6月    | 各審議会を開催。新審議会での審議事項や条例改正について検討     |
| 令和6年9～10月 | 各審議会を開催。改正条例案と審議会の運営に関する要綱案について審議 |
| 令和7年4月    | 改正条例の施行                           |
| 令和7年6月    | 新審議会の発足と委員の委嘱                     |

令和7年度中：すみだ環境の共創プランの改定について審議  
墨田区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について審議  
令和8年3月：第三次すみだ環境の共創プラン策定  
墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次）中間改定

## ○すみだ環境共創区民会議

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 令和6年2月            | 定例会議で区民会議の今後の在り方を説明 |
| 令和6年4月～<br>令和7年3月 | 区民会議の開催方法などについて検討   |
| 令和7年4月～           | 参加者の公募              |

# 条例上の位置づけ（抜粋）

## ○すみだ環境基本条例

（基本理念）

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

（環境基本計画）

第7条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第20条第1項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

（資源循環の促進）

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

（1）節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進

（2）雨水の有効利用及び資源の循環的利用

（3）・（4） 省略

（環境審議会）

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会を置く。

（すみだ環境共創区民会議の設置）

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議を置く。

## ○墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（墨田区廃棄物減量等推進審議会の設置）

第7条 区長は、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、墨田区廃棄物減量等推進審議会を設置する。

（処理の計画）

第42条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、告示するものとする。